

建物の所有者、管理者の皆さまへ

消防用設備等の 確実な点検・報告を！

消防用設備等が皆さまの生命と財産を火災から守ります。確実に作動するよう消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯などが設置されている建物は、定期的に点検することが大切です。



消防用設備等の適正な維持管理と点検及び点検結果の報告は、**防火対象物関係者の義務**です。（消防法第17条及び第17条の3の3）

Q. 点検とは？

- A. 消防用設備等の点検内容には、機器点検と総合点検の2種類があり、設備の種類によって点検内容と点検期間が定められています。
- 機器点検 機器の適正な配置や、損傷の有無等を外観から確認したり、簡単な操作によって機能の状態を確認したりする点検や、設備に付置されている非常電源（自家発電設備等）又は動力消防ポンプの正常な作動の確認をする点検のことです。点検の期間は6か月ごととされています。また、次の消防用設備等の点検内容は、機器点検のみとされています。
消火器具・消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯・誘導標識・消防用水
非常用コンセント設備・連結散水設備・無線通信補助設備・共同住宅用非常用コンセント設備
 - 総合点検 設備の全部若しくは一部を作動させたり、実際に使用したりして、設備の総合的な機能が、定められた基準を満たしているか確認する点検のことです。点検の期間は1年に1回とされています。

Q. 点検は、誰が行うの？

A. 人命危険度の高い下記のような規模や用途の建物では、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせるよう定められています。

1. 延べ面積 1,000 m²以上の特定防火対象物
2. 延べ面積 1,000 m²以上の非特定防火対象物（嶺北消防組合が火災予防上必要があると認めて指定）
3. 地下又は3階以上の階に特定用途があり、かつ、階段が屋内に1つしかない防火対象物

上記以外の規模、用途であれば、資格がなくても点検することが可能な消防用設備等もあります。ただし、消防用設備等は特殊なものが多く、これらを点検するには専門的な知識、技能を必要とするため、消防設備士又は消防設備点検資格者による点検をお勧めしています。

※特定防火対象物・・・百貨店、旅館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物
非特定防火対象物・・・共同住宅、事務所、工場などの建物

Q. 点検結果の報告は？

A 1. 点検結果を消防署に報告する期間は、建物の用途によって決まっています。
（消防法施行規則第31条の6）

- ・特定防火対象物・・・1年に1回
- ・非特定防火対象物・・・3年に1回



A 2. 点検結果報告書は、定められた様式があります。（消防法施行規則第31条の6）

A 3. 点検結果報告書は、建物の所有者、管理者、占有者が、所在する消防署長宛に報告書を作成し、提出してください。

Q. 点検業者をお願いしたいけど、どこに相談したらいいの？

A. 消防設備点検業者については、電話帳やインターネットに掲載されている「消防用設備点検」の会社情報を参考にお問い合わせして下さい。点検費用は、消防用設備等の種類、個数などにより異なります。点検を依頼する際は、数社から見積りをとることをお勧めいたします。

○消防設備点検業者の選定について



- ・信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をしましょう。
- ・点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行われなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って適正な点検が行われているかを確認するよう消防庁から示されています。
- ・粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「建物の所有者や管理者」です。

Q. 点検結果を報告しないとどうなるの？

A. 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留、その法人に対しても上記の罰金が科せられる場合があります。



消防用設備等点検アプリをご利用いただくことで、消防用設備等の点検に関する資格がない方でも、ご自身で点検と消防署への報告書の作成を行うことができます。

◎アプリで点検できる消防用設備等：消火器、非常警報器具、誘導標識
特定小規模施設用自動火災報知設備

[こちらをクリック！！](#)

点検アプリ

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/appli_leaflet.pdf

自ら行う点検報告

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_18_tenken_pamphlet.pdf